



地域医療振興協会 湯沢町保健医療センター

センターだより

4 月号

“やさしさに 言葉の温度で めくもい添えて”

〒949-6101 新潟県南魚沼郡湯沢町大字湯沢 2877-1

TEL (病院) 186-025-780-6543 (歯科) 186-025-780-6544

URL: <http://www.yuzawamed.jp> Mail: center@yuzawamed.jp

QR コード



管理者、センター長、副センター長就任のご挨拶



少しずつあたたかくなり、湯沢にも春が近づいて来ていると思います。新年度から当院は新しい体制で運営をして行く事にいたしました。私は開院以来 10 年、湯沢町保健医療センターの管理者とセンター長を兼務しておりましたが、管理者のみとなり、浅井副センター長がセンター長、西谷医師に副センター長に就任していただきます。新しい体制で 2 年後に迫った魚沼地域の医療再編や、病院のよりよい運営に向けて日々努力をしていこうと思います。よろしくお願いいたします。

【管理者 地域家庭診療部 ^{いのうえ} 井上 ^{まろすけ} 陽介】



当院を開設している湯沢町は、病院の管理に関する業務を公益社団法人地域医療振興協会が指定管理者として委託しています。その指定管理者の管理者を、これまで井上センター長が兼ねておりましたが、超多忙で分身の術を使いたいこと、副センター長に西谷医師を任用することから、4 月 1 日付けで井上管理者兼センター長は管理者となり、不肖私はセンター長を拝命いたしました。医療法という医療のことを定めた法の中に、「病院又は診療所の管理者」という単語はあっても、「院長」という単語は

出てきません。多くの場合、管理者=院長なのでわざわざ「管理者」と「院長」を分けることなく、より一般的で言いやすい「院長」が使われているのでしょう。今後、当院では広い意味での「院長」や「センター長」が、管理者のことなのかセンター長のことなのか区別が必要です。と言っても当院をご利用の皆様にとって、これまでと特に違いがあるわけではありません。4 月から常勤医師（歯科・研修医を除く）が減り、通常業務の他に日当直が医師一人あたり月に 2.3 週分（40 時間/週）とさらに増える厳しい状況となります。井上管理者・西谷副センター長と共に、全ての医師・病院スタッフと、湯沢町と周辺地域の皆様の暮らしを支えるべく業務にあたる所存です。よろしくお願いいたします。

【センター長 地域家庭診療部 ^{あさい} 浅井 ^{やすひろ} 泰博】



4 月に入り少しずつ湯沢も春めいてきましたが、皆様どのようにお過ごしでしょうか。この度、副センター長を拝命し、診療を引き続き行わせてもらうことになりました。湯沢町は医師として育ててもらった町とっております。恩返しとまではいかないかもしれませんが、これからも皆さんが安心して生活できる医療が提供できる、その一助になれるよう、さらに日々頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【副センター長 地域家庭診療部 ^{にしたに} 西谷 ^{もとこ} 基子】



診療、医師に関するお知らせ

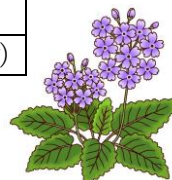
- 3 月号センター便りにてお知らせさせていただいた 2 点につき、変更がありました。
 - ① “毎月 2 回土曜日に眼科診察を行っておりましたが、派遣先病院の都合により 3 月 16 日をもって土曜日の診療は終了” とのご案内をさせていただきましたが、4 月以降は月 1 回の土曜日に支援いただくよう調整しております。4 月は 27 日 (土) 午前中に診療を行います。5 月以降に関しては決定次第、院内掲示やホームページでお知らせいたします。ご不便をおかけいたしますがよろしくお願い致します。
 - ② “3 月末で地域家庭診療部、井口真紀子医師が退職となります。” とご案内させていただきましたが、4 月～6 月は支援という形で毎週月曜日内視鏡検査、外来予約診療を行います。
- 4 月より中山総一郎医師 (地域医療家庭診療部) が着任されます。佐藤 誠 医師の患者様を引き続き診察させていただきます。ご挨拶は 5 月号に掲載します。
- 外科、吉沢あゆは医師の後任として井本医師が着任いたします。ご挨拶は 5 月号に掲載します。

今月の休診のお知らせ



- 4 月は医師の異動、退職等に伴い、外来診療予定表の変更がありますので別紙をご確認ください。

診療科	日(時間)	曜	医師
歯 科	5 日 (14:00~14:45)	金	笠 原
	9 日 (10:15~11:30)	火	
	13 日	土	
	27 日		
地域家庭診療部 (予約あり)	1 日	月	井 口
	8 日	月	井 上
地域家庭診療部 (予約なし)	5 日	金	鈴 木 (代わりの医師が担当します)



今月の専門外来診察日のお知らせ

診療科	医師	曜	診察日
禁 煙 外 来	担当医師	火・金	完全予約制になります。186-025-780-6543 で予約してください
コンタクト外来	担当医師	木	11 日、25 日 (完全予約制：☎025-780-6543)
小 児 科 (アレルギー)	中 島		<u>4 月、5 月の診療は休診となります。</u> 次回 6 月 7 日の予定です。
口 腔 外 科	担当医師	水	10 日
	戸 谷	水	24 日

着任医師ご挨拶

〜〜 3 月より毎週木曜日の診療をご担当していただいております〜〜



はじめまして。3 月から毎週木曜日、整形外科外来を担当させていただいている練馬光が丘病院の高田寿です。今まで救命救急センター、救急診療科勤務経験が長く、整形外科の中でも外傷(怪我)を多く扱うことに従事してきました。また、東京都小笠原村父島(都内移動に 1 週間に 1 便の船で、片道 25 時間 30 分かかる地)の診療所勤務経験もあり地域医療にも関心があります。学生時代にはバドミントン部に所属、その縁で(公財)日本バドミントン協会医事部員としても活動しています。初勤務日、新幹線で上毛高原駅後の長いトンネルを抜け、一面の雪景色に感動、まさに川端康成の雪国の一節を思い出しました。同時にウインタースポーツシーズン中でもあ

看護部の部屋



湯沢で勤めるようになって5年がすぎました。出身は十日町なのですが、働きだしてからほとんど南魚沼圏内で勤めています。おかげで、南魚沼圏内の方言もしゃべれるようになりましたが、地元の方言が混ざるので、すぐ出身地がわかってしまうようです。黙っていると聞かれても、絶え間なく喋っている「しゃべっちょ」なので、私のちゃんぽん方言が聞きたくなくなったら4階へどうぞ。療養病棟のご利用相談も承っております。

【四階療養病棟 ケアマネージャー 佐藤 文子】

今月の話題

よく聞かれる質問

「この前の薬まだ使っているですか」

〜〜 東京の空の下から 〜



「何ヶ月前かカゼで薬をもらったけど、1日で直ってしまったから薬が残っている」。「またカゼひいたんですけど、この前の薬ってまだ使っても大丈夫ですか」。なんていう話です。私、回りくどいことを言っている人がいらつかせるのが嫌いなので、結論から先に言いますが、「使用期限が書いてないと、いいとも悪いとも言えません」。

ここからは、ごたくです。お付き合いいただける方は、なるべく読んで下さい。そもそも論として、使わないで残ってしまった薬を後で使うという事を、病院も薬局も想定していません。「余った薬は廃棄するのが原則である」、という建て前だけはまず言うておきます。ただし、いつ使うとは指定せず調子の悪い時だけ使う、ということで薬を持って行ってもらう事はよくある話で、そんな場合は、「本当にこの薬いつまで使って大丈夫なんだろうねえ」、と言う話になるのはもっともです。

薬も”なま物”ですので、使用期限があります。薬の大箱には使用期限が書いてありますが、箱から出したら、一つ一つの薬には普通は使用期限が書いてありませんので（たまに書いてある薬もありますが）、薬を受け取ったその場で使用期限をお尋ねいただければ、答える事ができますが、後になってしまえば答えられません。あられなどのお菓子の事を考えてみて下さい。大袋には賞味期限なり、消費期限なり書いてありますが、大袋から出した小袋にまで普通、期限は書いてありません。この残っているあられ、まだ期限内だろうかと思った時、幸いにして元の大袋があればいいのですが、そうでもなければ期限は不明。私なら気にしないで食べてしまいますが、とはいえ、薬はそうは行きませんわねえ。

薬だって”なま物”と言っても、なま物の中では傷みは早くない方ですが、次の問題は”いつが使用期限の薬を受け取ったか”です。使用期限が迫っていきようがないが、使用期限内なら薬は薬。使用予定期間が使用期限内に収まっていれば、使用期限間近の薬をもらったからって薬局に苦情を言える義理はありません。いつ使うか指定のない薬の場合は、薬局も使用期限の迫ったのを渡したりしません、さすがに使用期限を迎えたら、廃棄する事になっています。払い戻しはありません。なんていう話を表立って聞いたことがある人は多分めったにいないとは思いますが、世の中には厳密な契約書を取り交わさないといけない薬もあります。使用したら残りのカラを「返却」すること。使わないで使用期限を迎えたら未使用のまま「返却」すること。その場合でも払い戻しはなし。「返却」しないと次の薬はお渡しできません。という契約です。私もかつて湯沢で一人だけ処方しました。今もご無事でしょうか。

まとめ

(1) 使用期限を医師にお尋ねになっても、医師は使用期限なんて書いてないものはいちいち知りません。(2) お尋ねになるなら薬局ですが、(3) 薬を受け取ったその場でお尋ね下さい。後になってからでは、わかりません。

薬剤師は当然のことながら、使用予定期間内に使用期限を迎えるような薬はお渡ししません。ただの興味で使用期限を尋ねて、薬剤師に余計な仕事を作らないで下さい。尋ねるとしたら、使うのが数か月先になるかもしれない非常用の薬だけです。使用期限が近いからって、交換を要求するのは、法律違反ではありませんが”非常識”というものです。法律違反でなければ何をしてもよいというものではないことくらい、まともなかなら言わずもがな。

【公益社団法人地域医療振興協会 台東区立台東病院 内科医師 今井 康友】